

ヘーゲル『大論理学』の研究 5

伊 藤 一 美*

Über Hegels „Wissenschaft der Logik“ 5

Kazumi ITOH

本質論 第一編

3. 根拠 Der Grund

本質は自己自身を根拠とする(として規定する)。すでにみたように、無もはじめには存在と直接的統一であった。ここでもまず本質は本質の单一な同一性とそれの絶対的否定態との直接的統一である。本質は存在が自己内還帰したものとして純粹な否定態である。それだから本質はそれ自体で(われわれにとって)、存在がそのなかで自己を解消している根拠として規定されている。しかし、第一章ではこの規定態は本質そのものによって定立されているのではなかった。つまり、本質はこの規定態をみずから定立したのではない。その限りでは本質は根拠ではない。だが第二章でみたように、本質の反省は自己を否定的なものとして定立し(自己肯定)，こう自己を規定する。つまり、肯定的なものと否定的なものとが本質的な規定となっている。本質はこの規定へと消え去っている。これらの自立的な両反省規定は相互に揚棄しあう。このとき本質は相互揚棄の根底にあるものとなっている。本質は根拠となっている。根拠という規定が本質の真の規定である。

こうして根拠は本質の反省諸規定の最後のものであり、揚棄された規定といえる規定である。没落していく。そうすることで反省規定は自己自身における自分の絶対的なつき返しであるという反省規定の真の意味を獲得する。すなわち、本質に属している定立された存在は本質が揚棄された定立された存在(すなわち、差異、対立、矛盾、同一性等の反省諸規定を否定して現われた定立された存在)であり、逆に自己を揚棄する定立された存在だけが本質の定立された存在であると

いう反省規定の真の意味を獲得する。このことは本質が自己を根拠として規定することであり、そうすることで自己を規定されていないものとして規定する。だから、本質の規定された存在(根拠)を揚棄する運動だけが本質の規定する運動なのである。こうして、根拠として規定された本質は他者から出てくるものではなく、自己の否定態のなかで自己と同一的なものとしてある。

同一性、差異性、対立、矛盾、区別という反省諸規定、つまり直接的なものとしての規定から没落することによって根拠への前進がなされた。その限りでは根拠は最初のものによって規定された。しかしながらこの規定する運動は、一方では規定する運動を揚棄する運動であり、回復された、純化された、ないしは開示された本質の同一性であり、反省規定そのものである。規定する運動とは自己を揚棄する運動である。他方、規定する運動(というこの否定する運動)は、前の直接的な反省諸規定を定立する運動であり、この反省諸規定は直接的なものとして現われていたが、それらは根拠が自己自身を排除するという反省(否定する反省)によってのみ定立されていたのである。そして反省諸規定はここでは、ただ定立されたものとして、ないしは本質の揚棄されたものとしてのみ定立されている。「こうして本質は根拠として規定されているが、それはもっぱら自己に由来している。したがって本質は根拠となって自己を本質として定立するのであり、そして本質が自己を本質として定立するということに本質の規定する運動は存する⁽¹⁾。」本質を定立する運動が本質の反省である。そして本質の反省は、その反省のもつ規定する運動において自己を揚棄する反省である。自己を反省規定として規定する運動という側面からいえば反省規定を定立する運動であり、この規定する運動を揚棄するという側面からいえば本質を定立す

1993年9月24日受理

* 一般科

る運動であるという反省である。両者はひとつの行いのうちにある⁽¹⁾。

根拠は反省を揚棄された反省として含んでいるから実在的な媒介である。根拠は根拠の非存在を通して自己へと帰ってゆき、そして自己を定立する本質である。揚棄された反省という契機のもとで、定立されたものは直接態という規定を獲得する。ということは、この定立されたもの（直接態）は関係のみで、あるいはそれの映現の外で自己と同一的であるということである。この直接的なものは本質の運動によって回復された存在であり、本質がよってもって自己を媒介する単なる反省ではない。本質は否定する本質として自己へと還帰する。この運動において、本質は自己に規定態を与える。それは自己同一的な否定的なもの、揚棄された定立された存在、本質の自己との同一性として存在的なもの、根拠である。

① 根拠は第一に絶対的根拠である。そこでは本質は（a）さしあたり根拠関係にとって基礎一般としてある。さらに根拠は自己を（b）形式と質料と規定する、そして（c）自己に内容を与える。

② 根拠は規定され内容の根拠として、規定された根拠である。ここで根拠関係は実在化することで自己に外的になる。こうして根拠関係は制約する媒介へと移行する。

③ 根拠は制約を前提する。制約は根拠を前提する。両者の統一が無制約的なもので、事柄それ自体であり、やがて現実存在へと移行する。

A 絶対的根拠 Der absolute Grund

a 形式と本質 Form und Wesen

反省規定は根拠へと還帰する限り、それは出発点をなす最初の直接的な定在である。この定在は定立された存在で、本質的には根拠を前提している。それは、定在が根拠を定立しないという意味において、また根拠を定立するということがこの定立することそのものの揚棄であり、むしろ直接的なものが定立されたものであり、根拠が定立されたものではないという意味においてである。だから根拠を前提するとは直接的なものを定立するもの、つまり根拠へと反転する定立運動である。つまり前提するとは根拠の自己定立作用である。

根拠は反省諸規定を揚棄したものであるから、無規定的なものではない。自己自身によって規定された本質である。その意味は規定されたものであるが、無規定的であると規定されているということである。或い

はまた揚棄された定立された存在としてあるという意味では、そういう意味で規定されたものとしてある。「根拠は自分の否定態のなかで自己と同一的である本質である⁽²⁾。」根拠はそれ自身同時に自分でないものである。

こうして根拠という本質の規定態は根拠と根拠づけられたもの（被根拠）das Begründete という規定態である。この規定態は第一に根拠としての本質である。それは定立された存在（被根拠）に対する本質であり、定立されていない存在という規定をもっている。第二には、この規定態は被根拠、直接的なもの das Unmittelbare である。これは定立された存在 das Gesetztein そのものである。だからして、この直接的なものは根拠と同様に自己と同一的であるが、しかし、否定的なものとしての自己との同一性である。「自己と同一的な否定的なものと自己と同一的な肯定的なものとはいいやおなじ同一性である⁽³⁾。」この单一な同一性は規定された同一性（根拠）と否定的同一性（被根拠）との統一で、本質一般であり、本質の媒介・つまりうえの二規定とは区別される。根拠、被根拠と本質一般とは異なるものである。

この本質の媒介（根拠づける運動）は先行する諸反省に由来するが純粹反省ではない。第一章の純粹反省は本質と区別されていなかった。否定的なものも、また諸規定の自立性ももっていなかった。だが反省の揚棄である根拠においてこれらの規定は存立し自立している。また本質の媒介は反省諸規定が自立的であった規定的反省ともちがう。というのは、それは反省によって根拠へと没落し、そして規定的反省の諸規定は、ここで根拠との統一において定立されたもの（被根拠）としてあるにすぎないからである。だから、根拠のこの媒介は純粹反省と規定的反省との統一である。この媒介の諸規定ないしは定立されたもの（根拠と被根拠）は存立しており、また逆にそれらの存立は定立されたものである。だから、それらの規定は单一な同一性、本質そのものからは区別されており、本質に対しては形式 die Form にあたる。

だがこのことは本質が形式 Form と形式の諸規定 Bestimmungen をもつことである。根拠としてはじめて本質は直接態 Unmittelbarkeit（被根拠）をもつ。本質は基体である。本質は本質の反省と一体であり、反省運動と区別されえない。だから本質は反省が通過していくものでもなく、反省がそこから始まるといったものでもない。本質はその運動に先だって、または

この運動のなかには存在せず、本質が自己自身へと帰ってゆくとか、本質は自己のうちで映現するなどとは言うことができないからだ。「関係づけられているものは根拠においてはじめて揚棄された反省の契機にしたがって現われる。だが関係づけられた基体としての本質は規定された本質である⁽⁴⁾。」こういう本質はそれのもとに形式をもっている。

形式諸規定もいまや本質のもとにある。本質が無規定的なものとして、これら諸規定の根底にある。本質は無規定的なものというその規定からして、形式諸規定に対して無関心である。だが形式諸規定は本質のもとにそれらの自己内反省をもっている。反省諸規定は自立的であるとされていた。しかし、それらの自立態はそれらの解消である。そうなるのは彼らはその自立態を他者（本質）のもともっているからだ。だがこの解消がそれらの自己との同一性であり、自己に存立の根拠を与える。

本質の形式諸規定は、さらに反省の諸規定でもあり、さきに考察された諸契機もある。すなわち、同一性と区別であり、後者は一方では差異性としてあり、他方では対立としてある。だがさらに根拠関係も形式規定に属する。これに対して根拠が自己のうちにもっている单一な同一性は形式に属さない。つまり根拠と被根拠とが一つの反省であるということは形式に属しない。この一つの反省は单一な基礎としての本質をなしている。そしてこの单一な基礎は形式を存立させている。けれども、この存立は根拠において定立されている。本質は形式を存立させている。形式は本質において存立している。だから逆にこの本質はそれ自身が規定された本質であることになる。こうして本質は根拠関係と形式の契機である。このことが形式と本質との絶対的交互関係 die absolute Wechselbeziehung である。すなわち、「本質は根拠と被根拠との单一な統一であるが、しかし单一な統一であるということにおいてまさに本質はそれ自身が規定されており、換言すれば否定的なものである、そしてまた本質は基礎として本質から区別されているが、しかし同時にそれ自身が根拠になり、それだからまた形式の契機になる。そういう絶対的交互関係なのである⁽⁵⁾。」

だから形式は反省の完成された全体である。形式は揚棄された反省という規定も含んでいる。したがって形式は自分の規定作用の統一でもあり、自分の揚棄された存在へと、他者へと、つまり形式がそれのもとにあるべき他者へと関係づけられている。形式は自己自

身へと関係する本質的否定態であり、定立するものでもあり、規定するものもある。これに対して单一な本質は、無規定的、非活動的な基礎である。この基礎のもとに形式諸規定が存立を、あるいは自己内反省をもっている。——外的反省はこうした本質と形式との区別のもとに立ちどまる。ここではしかしそうではない。真実のところ、この区別する運動そのものは本質と形式との統一である。またこの根拠統一は自己を自己から反揆して、自己を定立された存在にする本質である。形式は絶対的否定態そのもの、ないしは自己との否定的な絶対的同一性である。このことによって本質は存在ではなく本質なのである。この同一性は、抽象的にとらえるならば形式に対立する本質であり、同様に否定態は定立された存在として抽象的にとらえるならば個別的な形式規定である。だがこの形式規定は自己へと関係する総体的な否定態であり、この否定態はかかる同一性としてそれ自身のもとにおける单一な本質である。「それだから形式はその固有の同一性のもとに本質をもっており、同様にまた本質はそれの否定的な本性のもとに絶対的形式をもっている⁽⁶⁾。」形式とは本質が自己自身のうちで映現する運動であり、本質にとって固有の内に宿る反省である。同様に形式とは自己へと帰ってゆく反省ないしは同一的な本質である。形式はそれの規定する運動において規定を定立された存在にする。——したがって、形式は本質を規定するのだが、形式が前提され、本質から分離されているといったように規定するのではない。というのは形式は非本質的な反省規定ではないからだ。形式は形式を揚棄する根拠であり、形式諸規定との同一的関係である。したがって、形式が本質を規定するということは次のことである。形式がそれ自身の区分する運動においてこの区別する運動そのものを揚棄し、そして形式は自己との同一性であり、この同一性は本質であり、形式が本質を規定することを成りたたせる本質であること。こうして形式は矛盾である。形式の定立された存在において揚棄されており、この揚棄された存在のもとに存立しているという矛盾である。こうして形式は規定されていること、ないしは否定されていることのなかで自己と同一的な本質であり、それ（形式）は根拠である。

それだから、いまや形式と本質とは单一な形式関係の両契機である。すなわち、形式は单一な形式関係の契機となったのだから、单一な形式関係を規定する。この規定する形式は揚棄された定立された存在である自

己へと関係する。つまり規定する形式は他者である自分の同一性へと関係する。この時、規定する形式は自己を揚棄されたものとして定立する。こうすることできれは自己の同一性を前提する。定立が前提である。この契機からみれば、本質は無規定的なものであり、形式はそれにとての他者である。ここでは本質は形式を欠いた同一性である。そういう本質は本質ではなく質料 die Materie である。

b 形式と質料 Form und Materie

1 本質は質料となる。本質の反省が自己を形式を欠いた無規定的なものと規定することによって本質は質料となる。したがって質料は単一な区別を欠いた同一性であるが、形式の他者であるという本質としての規定はもっている。その点で質料は形式の本来の基礎、ないしは基体である。このことは質料が形式諸規定を自立的なものたらしめるものであるという点からもいえる。

或るものすべての規定、すべての形式が捨象されるならば無規定な質料が残る。このとき質料はまったく抽象的なものである。見たり、触ったり出来ない。それが出来るのは規定された質料、すなわち質料と形式との統一（同一性）においてである。こうして形式は自己自身によってこの単一な同一性へと還元されている。

さらに形式は自分がそれへと関係する質料を前提している。しかしだからといって形式と質料との両者は相互に外的にみいだされるのではない。たしかに質料は形式に対して無関心であるが、しかしこの無関心態は形式が自己的基礎としてそこへ帰ってゆく自己との同一性という規定態である。「だから形式は質料を前提しているが、それは形式が自己を揚棄されたものとして定立し、こうして他者としてのこの自分の同一性へと関係するということにおいてである⁽⁷⁾。」逆に形式は質料によって前提されている。けだし質料は形式なくしては具体的でないからだ。ここで本質の否定性が消えている。質料は揚棄された否定としてある本質だ。否定運動を失なった本質となっている。——だが他の面からすれば、形式は自己自身を揚棄するその限りでのみ自己を質料として定立する。これは質料を前提するものである。しかしこのときまた質料は根拠を欠いたものとして規定されている。質料は揚棄された形式規定の抽象的同一性として定立されていることになる。つまり質料は受動的なものである。これに対して形式は活動的といえる。形式は自分が自己へ否定

的に関係するものとして自己自身における矛盾である。自己を解消するもの、自己から自己をつきはなし、かつ規定するものである。形式は他者としてあり、自己を存立させる質料へと関係するべく定立されていく。これに対して質料はもっぱら自己自身だけに関係し、他者に対して無関心的である。だが質料は潜在的に形式へと関係している。けだし質料は揚棄された否定態（本質）を含んでおり、こうあってのみ質料だからだ。質料は形式を自己のうちにとざされたものとして含んでいる。これが形式と本質との絶対的な交互関係から生じた質料の規定である。このゆえに質料は形式のための絶対的な受容性である。「それだから質料は形式づけられなければならない、また形式は自己を質料と化し、質料のもとで自己に自己との同一性を与えるなければならない。換言すれば自己に存立を与えられなければならない⁽⁸⁾。」

2 形式は質料を規定し、そして質料は形式に規定される。質料に対して形式が活動的だということと、形式によって質料が規定されるということは、実は両者の無関心性と区別性という仮象を揚棄する。こうしてこの規定するということは両者のそれぞれが自分自身の非存在によっておこなう自己との媒介である。つまり形式は質料において自己を否定することを媒介して自己を回復する。質料も形式において自己を否定するが、そこにおいて自己を維持する。これら二つの媒介は一つの運動であり、両者の根源的同一性の回復である。「両者の外化の内化である⁽⁹⁾。」自己喪失において自己回復する。

① 第一に形式と質料はたがいに前提しあっている。このことは次のことを意味する。すなわち、ひとつの本質的統一とは自己自身へ否定的に関係することであるからそれゆえにこの統一は二者に分裂したのである。一方が無関心的な基礎と規定されている本質的同一性であり、他方が規定する作用をもつ形式である。これが本質的な区別、あるいは否定態である。こうして本質と形式として、形式と質料として互いに対立することになった。

② 形式は自立的であるが同時に本質的にある他者へと関係づけられている。だから形式は矛盾でもある。かくして第二に形式は自己自身を揚棄する矛盾である。形式は自己を揚棄する。これは二重の側面をもっている。(1) 形式は自己を揚棄し、自己を或る他者のもとにある定立されたものとする。この他者が質料だ。(2) 形式は質料へのそれの関係を、つまり自己に存立

を与える。他者としての質料と合体する。

したがって質料を規定する形式の活動性は形式の自己自身に対する否定的なふるまいである。だが逆に形式はこのとき質料に対しても否定的にふるまう。この質料が規定される運動は形式そのものの固有の運動なのである。それはこういうことだ。形式が自分の自立態を揚棄する。だが形式の自立態は質料そのものだ。というは形式は質料のもとでそれの本質的同一性をもっているからだ。したがって、形式が自己を定立されたものにすることは形式が質料を規定されたものとすることと同じことなのだ。——他の側面からこうもいえる。形式の固有の同一性は自己を同時に外化しているが、このとき質料が形式の他者である。だから形式がその固有の自立態を揚棄すると質料が形式づけられたものでなくなる。しかしながら、質料は形式に対してのみ自立的である。形式の揚棄は、質料の揚棄となる。したがって、形式が揚棄されることによって、質料が形式に対してもっている質料の規定態、無規定的なものであるという規定態もなくなる。質料は質料でなくなる。

さらに、形式のこの運動は質料そのものの固有の運動でもある。質料の即自存在的な規定(基本的性質)は自己の絶対的否定性である。この否定性によって質料は他者である形式へと関係する。しかし、この他者を質料そのものが自己のうちに含んでいる。質料は自己との無規定的同一性であると同時に絶対的否定態でもある。だから質料は矛盾それ自体である。それ故、質料は自身を揚棄する。こうしてその同一性はその否定態のうちで崩壊する。だがこのときこの否定態は自己の存立を獲得している。したがって、質料は形式によって規定されることで自分の規定を獲得する。このような形式と質料との関係は次のことにおいて生じる。すなわち、形式と質料があるいは両者の根源的統一が、それらの定立において同時に前提であるということにおいて生じる。だから自己への関係が揚棄されたものとしての自己への関係であり、また他者への関係でもあるということにおいて生じる。

③ 第三に、形式と質料とのこの運動によって、両者の根源的統一が回復される。それ故この統一は定立された統一である。質料は自己自身を規定するが、この運動は形式の行いでもある。逆に形式も自己を規定する。この運動において質料とかかわる。形式の運動と質料の運動は同じものである。両者の統一だけが両者の真理である。形式づけられた質料、また存立をもっ

ている形式は定立された統一である。「以上考察された運動は、絶対的根拠がそのなかで自分の両契機を自己を揚棄する契機として、同時にまた定立された契機として示した運動である。換言すれば回復された統一は、それら両契機の自己と合体する運動において自己自身から自己をつきはなすとともに、また自己を規定したのである⁽¹⁰⁾。」このような統一が内容である。

c 形式と内容 Form und Inhalt

形式はまず本質に対立する。こうして形式は根拠関係一般をかたちづくる。この根拠関係の両規定は根拠と被根拠である。そののち形式は質料に対立する。ここでは形式は質料を能動的に規定する反省としてあり、その両規定(形式と質料)は反省規定と反省規定の存立とである。最後に形式は内容に対立する。ここで形式の両規定はやはり形式と質料である。質料は形式の支配のもとに歩み入り、形式の両規定のひとつである。

内容は第一に形式と質料とである。ただし内容とは形式づけられた質料であるからだ。両者は内容に属し、内容にとって本質的なものである。内容は両者の統一である。だが、この統一は規定された、あるいは定立された統一だから、つまり形式が質料を規定することで定立された統一だから、この点では内容は形式に対立しているといえる。またその点で形式は自立的なものとなっているから内容の関知しない非本質的なものとなっている。だから逆に内容は形式に対して無関心であり、形式は形式そのものと質料とをもっている。内容は形式と質料をもっていて、内容が両者の基礎である。両者は内容にとって単なる定立された存在である。

内容は第二に形式と質料とがつくりなす同一的なもの Identische である。そうすると形式と質料そのものは相互に無関心的・外的な規定にすぎないように思われよう。しかし形式と質料は定立された存在一般であるが、それらは実は内容において同一的となっているから、統一あるいは根拠へと還帰しているのである。だからこの点では内容は形式と質料の根拠だ。つまり内容は形式と質料とを根拠づけている。「だから、内容の自己自身との同一性は、一方では形式に対して無関心なあの同一性である。しかし他方では、それは根拠の同一性である⁽¹¹⁾。」根拠は内容においてはじめは消失したのだが、形式と質料との同一性としての内容において回復されている。内容は内容の両形式規定(形式と質料)が自分へと自己否定的に反省したものである。だからこの内容の統一は形式づけられた統一であり、

根拠関係そのものである。かくして内容は根拠関係をもっており、逆に根拠は内容をもっている。

したがって根拠の内容は自己との統一を回復した根拠である。根拠ははじめには本質である。その本質とは根拠の定立された存在において自己と同一的である本質だ。やがて本質は質料とされた。そして次に本質は形式づけられた質料、つまり内容となった。これは形式づけられた同一性であり、ここでは（内容においては）両規定（形式と質料）が否定された規定として定立されている。それ故形式は根拠づけられたものとなつた。——内容はさらにそれ自身のもとで規定されている。内容は質料のように無関心的なものとしても、また形式づけられた質料としても規定されているから、形式の両規定は質料的な、無関心的なものとなつてゐる。内容は一面では根拠が自分の定立された存在（被根拠）において自己との本質的同一性でもあれば、他面では根拠関係に対する（gegen）定立された同一性でもある。つまりこの定立された存在はこの同一性のもとで成立している形式規定であるが、自由な定立された存在に対立している。根拠と被根拠との全体的関係としての形式そのものではない。それへ到る躍り場である。道程の一つである。だから全体的関係の一つの規定態といえるものである。それは規定された根拠である。これは二重の規定態からなる。第一には形式の規定態、それは根拠の規定態である。第二には内容の規定態であり、根拠がもつてゐる内容の規定態である。

B 規定された根拠 Der bestimmte Grund

a 形式的根拠 Der formelle Grund

根拠は規定された内容をもつてゐる。この規定された内容は形式の基礎であり、形式相互の媒介に対する単一な直接的なものである。——根拠は自己へと否定的に関係する同一性である。根拠とは自己否定しつつも自己である。このことによってこの同一性は自己を定立された存在にする。つまりこの同一性は自己へ否定的に関係する。それはこの同一性が自己の否定性のなかにあって自己と同一的だからだ。この同一性が基礎あるいは内容であり、この内容が根拠と被根拠との関係を媒介する。

この内容においては、はじめ根拠と被根拠との相互に対する規定態は消失している。両者の区別がない。しかし媒介は否定的統一である。この否定的なものとは根拠がよってもつて規定された内容をもつてゐるかの

基礎の直接的規定態である。だがさらにこの否定的なものは形式の自己自身への否定的関係である。というのは否定的なものとは根拠と被根拠との否定的統一だからだ。こうして定立されたもの（被根拠）は、一方では自己自身を揚棄して自分の根拠へと帰つてゆく。だが根拠は自己自身へと否定的に関係し自己を定立されたもの（被根拠）にする。根拠と被根拠とのこの否定的媒介は形式固有の媒介である。形式的媒介である。この形式の媒介において形式の両側面（根拠と被根拠）は一方から他方へと移行するのであるから、揚棄されたものとして一つの同一性のなかで共に定立される。このことで両側面は同時にこの一つの同一性を前提する。この同一性が規定された内容である。この形式的媒介はこの規定された内容に関係する。規定された内容は両側面の同一的なものである。だが両側面は区別されている。しかし両側面は区別のなかで他者と関係している。だから規定された内容は両者の存立であり、全体そのものとしてそれぞれ一方の存立である⁽¹²⁾。

こうみると規定された根拠とは以下のようなものである。① 第一に規定された内容は二つの側面から考察される。一方では根拠として、他方では被根拠として。この内容そのものは形式に対して無関心である。内容は両者において一つの規定にすぎない。② 第二に根拠そのものは形式の契機でもあれば根拠によって定立されたものもある。けだし根拠は自己を否定し被根拠とし、その被根拠が自己否定して根拠を回復するからだ。このことが根拠と被根拠との形式に関しての同一性である。両規定のどちらが先かはどうでもよいことだ。こうして根拠づけられたものは一方では自己を定立されたものにするが、同時にそれは根拠を定立する運動である。同一の運動が根拠自体であり、根拠は自己を定立されたものにする。このとき根拠は或るもの根拠となる。この運動のなかで根拠は定立されたものでもあれば根拠でもある。媒介は両者のいづれからでもはじまる。おのおのの側面が媒介の全体、形式の全体である。こうして形式と内容とはそれ自身がおなじ一つの同一性である。「被根拠のうちに存しないものは何ものも根拠のうちに存せず、同様に根拠のうちに存しないものは何ものも被根拠のうちに存しない」⁽¹³⁾。

さて規定された根拠においては根拠と被根拠との両者がともに形式の全体であり、規定された内容であるが、同じ一つの内容である。その限りで規定された根拠はそれの二つの側面においてまだ実在的には規定さ

れていない。まだいかなる内容ももっていないといえる。ようやく純粹形態における規定された根拠が、すなわち形式的根拠が現存しているだけだ。「内容とはこの单一な規定態にすぎず、しかもこの单一な規定態は根拠関係の形式をそれ自身のもとにもっていない。だからこの規定態は自己と同一的な内容である。それは形式に対して無関心であり、そして形式は内容にとって外的である。内容は形式とは別のものである⁽¹³⁾。」

b 実在的根拠 Der reale Grund

すでに述べたように形式的根拠の特徴は、一方では基礎であり、規定された内容をもっているということである。他方では根拠関係の内容と形式とが区別されているということである。つまり内容が根拠と被根拠というこれら両規定に対して無関心的であるかぎり、両者の関係は外的な形式でありつづける。だが実際には両者は相互に外的ではない。というのは内容とは被根拠のなかで根拠が自己自身との同一性であるということであるからであり、かつまた根拠のなかで被根拠が自己自身との同一性であるということだからだ。根拠が定立されたものであり、被根拠は根拠である。だからそれぞれがそれ自身のもとで全体的に同一性である。だが両側面は同時に形式に属している。しかも形式として規定された区別である。だから両側面は自分の規定態でありながら全体的なものであり同一性だ。こうして両側面は他の側面に対して差異された内容をもっている。

こういう点で根拠関係は形式的な根拠関係ではない。根拠と被根拠とが同一内容で、ただ形式的に両者が区別されているのだということではない。根拠へと帰ることと、根拠から定立されたものへと出していくことが同語反復ではない。根拠は実在化している。

この関係をさらに進んで規定してみる。根拠関係の両側面がことなった内容である限りでは両側面は相互に無関心である。それぞれの側面は直接的な自己同一的な規定である。さらに両者は根拠と被根拠として相互に関係づけられているから、根拠は自分の定立された存在としての他者において自己へと反省したものである。したがって根拠の内容は被根拠のなかにもある。またこの被根拠は定立されたものであるから根拠のなかにのみ自己との同一性と自己の存立とをもっている。だが、そのほかに被根拠は固有の内容をもっている⁽¹⁴⁾。それ故、被根拠は二様の内容の統一だ。この統一は区別されたものの否定的統一だ。がしかしそれは空虚な内容を欠いた関係で媒介ではない。外的結合だ。

そういう一ないし或るものだ。というのは二つの内容規定が相互に無関心的なものだからだ。

それ故に実在的根拠関係のうちには二重のものが現存している。一方では根拠の内容規定は定立された存在のなかで自己自身と連続している。だからこの内容規定は根拠と被根拠との单一な同一性をつくっている。被根拠はこの点では根拠を完全に含む。両者の関係は区別なき本質的な堅固さである。この单一な本質は区別とは関係なく肯定的基礎であり、肯定的に同一的なものだ。一方では、このような基礎と結合されてはいるが、しかし無関心的な内容というものがある。非本質的な側面である。主要な点は基礎と非本質的な多様性との関係である。だがこの関係は根拠関係ではない。両者が無関心的であるから。一方は本質的な内容として規定されており、他方は非本質的な内容と規定されているが、しかし両者は自己へと関係するものとしてあるから根拠関係形式は両者にとって外的だ。だから両者は或るものなる—Das Eins des Etwasにおいて関係をなしているのだが、この或るものなる一是形式関係ではなく、外的紐帯にすぎない。ということは、この或るものにとってこの非本質的な多様な内容は定立された内容ではなく、基礎にすぎないということだ。

こうして実在的根拠は、その実在性をなしている内容の差異性のゆえに外的な両規定へと崩壊する。「二つの関係、すなわち根拠と被根拠がもつ单一な直接的な同一性としての本質的内容と、また他方たがいに区別された内容の関係としての或るもの Etwas とは二つのことなった基礎である。同じものが一方では本質的なものとしてあり他方では定立したものとしてあるという根拠の自己同一的形式は消失してしまっている。こうして根拠関係は自己自身にとって外的になっている⁽¹⁵⁾。」いまやことなった内容を結合させ、どちらが根拠で、どちらが被根拠かを決めるのは外的根拠である。両側面の内容にはこの規定はない。だから実在的根拠は他者への関係である。すなわち一方では内容の他の内容への関係である。そして他方では根拠関係そのものの（形式）の他者への関係、すなわち直接的なもの、根拠関係によって定立されたものでないものの関係である⁽¹⁵⁾。

c 完全な根拠 Der vollständige Grund

1 実在的根拠においては内容としての根拠と関係としての根拠とは基礎にすぎない。前者は本質的なも

の、根拠として定立されてもいる。関係（後者）は基礎づけられた或るものであるが、それは差異された内容の無規定的基体 das unbestimmte Substrat であり、差異された内容の結合であり、そしてこの結合は何らその内容自身の反省ではなく、外的反省である。それ故定立された反省である。だから実在的根拠関係は揚棄された根拠としての根拠である。それ故この根拠関係は被根拠、ないしは定立された存在の側面をなしている。しかし、根拠そのものは定立された存在として自分の根拠へと還帰している。こうしてこの根拠は他の根拠を持つ被根拠となっている。この他の根拠とは① まず第一に被根拠としての実在的根拠と同一なものである。両側面は一つの同じ内容をもつ。だから二つの内容規定と或ものにおける両者の結合が新根拠にみいだされる。② 第二に新根拠は、そのなかえとあの定立されたにすぎない外的結合が揚棄されているのだが、その新根拠はこの結合の自己内反省として二つの内容規定の絶対的関係である。

実在的根拠が自分の根拠へと還帰したことで形式的根拠が回復される。かくてここに成立した根拠関係は完全な根拠関係だ。この根拠関係は形式的根拠と実在的根拠を同時に含みもち、そして実在的根拠において相互に対立していた直接的な二つの内容規定を媒介（結合）している。

2 こうして根拠関係はよりくわしく規定されうる。① 第一に或るもの(Y)⁽¹⁶⁾ は根拠をもっている。それは根拠である内容規定 (A) と、この根拠によって定立された第二の内容規定 (B) とをもつ。しかしとはいえば内容規定 (A,B) は相互に無規定的な内容であるから、A はそれ自身のもとでは根拠ではなく、他方 B は A によって根拠づけられたものでもない。かえってこの関係 (Q) は内容の直接性においてある。というのは、ここではすでに内容が根拠関係の揚棄された、ないしは没関係的に定立された関係としての直接性であるからだ。これは実在的根拠の根拠関係だ。だから、この関係 Q は他の関係 P のなかに自分の根拠をもつことになる。第二の関係 P は第一の関係 Q と同一である二つの内容 A,B をもっている。がしかしこの関係 P はそれらの内容の直接的結合にすぎない。だが結合された A と B とは差異された内容で相互に無関心である。だから第二関係 P は、一方は定立されたものなかで自己と同一的であるとともに、他方はこの同一的なものの定立された存在だという真に絶対的関係ではない。したがって、或るもの (X) において二内容 (A

と B) がたんに直接的な関係となっているだけだ。だから第二の直接的関係 (P) は別の或るもの (Y) における結合の相対的根拠にすぎない。二つの或るもの (X と Y) はしたがって同一の内容の二つの異なる関係 (P と Q) である。二つの或るもの (X と Y) は形式的根拠関係にある。内容は同じだが、ただ X と Y という異なるものとしてあるからだ。形式的な相異があるだけだからだ。また X と Y は二つの内容規定 (A と B) とそれらの関係 (P と Q) だ。それら X と Y とは関係の仕方で、つまり一方では直接的関係 (P) であり、他方は定立された関係 (Q) だという点で区別されており、このことで X は根拠で Y は被根拠とされる。――

② 第二にこの根拠関係は形式的だけでなく実在的でもある。形式の両契機は自己自身へと反省している。根拠としてのひとつの固有の内容と被根拠としての固有の内容とを含んでいる。内容ははじめには形式的根拠として両側面の直接的同一性をなくしている。だから内容の両側面は同一の内容をもっている。しかし内容は形式をもっている。つまり内容は根拠と被根拠としての二重の内容となっている。だから二つの或るもの (X と Y) の二つの内容規定 (A と B) または一方 (A) は X と Y という両者の同一的な基体で、両者関係の基礎である。この内容規定 A は他方の内容規定 B の根拠である。だから或るもの Y のうちなる内容規定 B の根拠である。こうした根拠関係から或るもの X が第一のものとなる。そしてこの第一の或るもの X のなかでも、内容規定 B は内容規定 A と直接的かつ本来的に結びついている。だからもう一方の或るもの Y は内容規定 A だけを本来的に含んでいる。しかし或るもの Y は他方の内容規定 B を、或るもの Y のなかで定立されたものとして含んでいる。或るもの Y では内容規定 B は内容規定 A によって定立されたものだ。つまり、内容規定 A は或るもの X で内容規定 B と根源的に結合していることで或るもの Y での内容規定 B の根拠である。

こうして或るもの Y での内容規定の根拠関係は或るもの X にある関係によって媒介されている。つまり或るもの X において内容規定 B は内容規定 A と結合されているからである。だから内容規定 A だけを直接的にもつ或るもの Y でも内容規定 B は内容規定 A と結合されているといえる。或るもの Y では内容規定 B は間接的にあるだけではない。或るもの Y の直接的內容規定 A が内容規定 B の根拠であるということも媒介されている。つまりそれは或るもの X における B

への A の根源的関係による媒介である。かくしてこの関係、つまり或るもの X における内容規定 A の内容規定 B への関係が或るもの Y での根拠 A の根拠であり、そして全体的根拠関係が或るもの Y においては定立されたもの、根拠づけられたものとしてある⁽¹⁷⁾。

3 実在的根拠は根拠である自分に対して外的な反省であることが明らかになった。すなわち実在的根拠では根拠とその根拠が根拠づけたものとが区別され、外的関係となっている。根拠の完全な媒介とは根拠が自己との同一性を回復することである。だがそうすることで同時に実在的根拠は内容の区別性という外面性を維持もした。だから形式的根拠（関係）そのものと（同一性）と実在的根拠（区別性）とが統一されたのである。この統一においては、形式的根拠（関係）は自己を定立する根拠でもあれば、自己を揚棄する根拠でもある。根拠関係は自分の否定を通じて自己と媒介される（自分が回復される。）—— ① 第一に根拠は根源的関係（媒介なき）として二つの直接的な内容規定（A と B）の結合関係である。そして根拠関係は本質的形式としては揚棄された側面、ないしは契機であるような側面を自分の側面としてもっている。それだから根拠関係は自己と同一的な関係でもあれば、同時にまた自分の否定でもあるところの関係もある。こうしてそれはそれ自体では根拠であるのではなく、それは揚棄された根拠関係への関係として根拠である。—— ② 第二に揚棄された関係、ないしは直接的なもの、この直接的なものは根源的な関係と定立された関係において同一の基礎であるが、この直接的なものは、それ自体では実在的根拠でなくあの根源的結合によって根拠として定立されている。

「こうして根拠関係は、その総体性においては本質的に前提的反省だ。形式的根拠は直接的な内容規定を前提する。そしてこの直接的内容規定は実在的根拠として形式を前提する。それ故根拠は内容規定の直接的結合としての形式である。だがそれは、この形式が自己自身から自己をつきはなし自己を他者、直接態とし、そしてその直接態をむしろ前提し、この直接態のなかで他者としての自己へと関係するというぐあいにである。この直接的なものが内容規定であり、单一な根拠だ。しかしこの单一な根拠は根拠として同じく自己からつきはなされ、また同様に他者としての自己へと関係する。こうして総体的な根拠関係は規定されて制約する媒介になっている⁽¹⁸⁾。」

C 制約 Die Bedingung

a 相対的に無制約なもの Das relativ Unbedingte

1 いまやここでは根拠は直接的なもの das Unmittelbare であり、被根拠は媒介されたものとなっている。しかしもともと根拠は定立する反省であり、自己を定立された存在（被根拠）とする。このとき根拠は前提する反省である。けだし定立された存在が前提となり、それから出発して根拠が発見されるからでもある。あるいは、根拠は自己が定立した存在から自己へと還帰するものだからだ。だから根拠は定立したもの、つまり揚棄されたものとしての、直接的なものとしての自己へと関係しているが、このことによって根拠はそれ自身が媒介されている。この媒介は直接的なものから根拠への前進運動（前提する反省）であり、根拠の固有の行いである。根拠関係は自己との同一性への反省であるとともに、本質的に自己を外化する反省である。根拠は自分の本質的な前提である直接的なものへと関係しているが、この直接的なものは根拠にとっては制約である。実在的根拠は本質的に制約されている。実在的根拠がもっている規定はそれ自身の他在である。この意味で根拠は直接的なものである。

したがって制約は ① 第一に直接的な多様な定在である。② 第二にこの定在は他者へ、根拠である或るものへと関係づけられている。だがこの或ものはこの定在の根拠ではない。というのは定在そのものは直接的であって根拠をもたないからだ。しかし根拠である他者へ関係づけられていることからすれば、定在は定立されたものだ。直接的な定在も制約だから他者に対して存在している。このことは同時にこの定在が定立された存在でもあることである。だが定立された存在であるというこのことが定在の直接態においては揚棄されている。こうして定在は自己から制約であることに対する無関心的である。③ 第三に制約は直接的なものである。だから制約は根拠の前提である。こう規定されたとき制約は自己との同一性へと還帰した根拠の形式関係であり、根拠の内容となっている。だが内容は形式のうちにある。形式がなければ内容はない。だが内容は形式に関して無関心である。直接的なものだからだ。すると内容は潜在的にのみ形式の内容であり、これから内容になるべきものであり、根拠の素材 das Material にすぎない。ところが定在は制約として定立されると他者へと関係づけられているという第二の契機にしたがってその無関心な直接態を失って他者

の契機になるという規定をもつ。だがいま定在はそれの直接性からしてこの関係に無関心である。しかしこの関係に入り込むかぎり、定在は根拠の即自存在となり、根拠にとっての無制約的なものなのである。だが、無制約だから制約する前提が必要だ。無制約なものでなくなるために前提がいる。制約が制約であるために前提をもつ。だから定在が制約であるためには根拠において自分の前提をもつことが必要だ。しかしこのことはこの定在にとっては外的なことである。

2 或るものは自分に自分を制約するものがあつて存在するのではない。或るもの制約はその根拠ではない。すなわち制約は根拠にとって無制約的（無関心的）な直接態という契機だ。しかし制約はそれ自身が自己へと否定的に関係して自己を定立された存在にするという運動、定立する運動でもない。だから制約には根拠関係が対立しているといえる。制約は根拠に無関心だ。だから或るものは自分のその制約の外に根拠をもつてることになる。このことは根拠にとって制約の内容が直接的素材にすぎないということだ。しかしこのことはこの素材にとって根拠への関係が外的になっていることと、同時にこの素材は根拠の即自存在でもあるということだ。ということはこの素材は、根拠規定の内容に対していかなる関係をももっていない自立的内容（無関心的）だということと、根拠規定へと入りこみ、そして根拠規定の素材として根拠規定の契機となるべき内容だということの混合であるということだ。

3 したがって全体の二つの側面、制約と根拠は一面では相互に對して無関心的な、かつ無制約的なものである。制約は関係づけられていないものとしてある。この関係づけられていないものにとって自分が関係のなかで制約であるということは外的なことだ。根拠は関係または形式としてあり、この形式、関係にとって制約（と規定された定在）は質料としてある。この形式を受けいれるべき受動的なものとしてある。だからこの受動的なもの（制約）のもつ形式もいまやただ非本質的な形式である。さらに他面では両者は媒介されたものである。制約は根拠の即自存在である。制約は根拠関係の本質的契機であり、根拠自身との单一な同一性である。しかしいまこのことは揚棄されている。だから制約が根拠の即自存在だといつても定立された即自存在だ。だから制約が根拠にとって即自存在であることは、制約が媒介された制約であるということであり、このことは制約の一つの側面である。同様に根拠

関係は自立態であり、その自立態において一つの前提をもっている。だから自己の外に自分の即自存在をもっている。——こうして両側面のおののものは無関心的な直接態 die gleichgültige Unmittelbarkeit と本質的な媒介 die wesentliche Vermittlungとの矛盾である。しかも両者は一つの関係のうちにある。換言すれば自立的な存立とたんなる契機にすぎないという規定との矛盾である。根拠が前者で、制約が後者だというのではない。両者がともに直接態（契機）であり、本質的な媒介（自立的な存立）なのではない。両者は相対的に無制約なものなのである。

b 絶対的な無制約的なもの Das absolute Unbedingte

二つの相対的に無制約的なものは、まず互いに他者のなかへと映現する。すなわち制約が根拠の形式関係へと、また根拠の形式関係が直接的定在のなかへと映現する。だが、それぞれはこの映現のみでは自立的であり、それぞれの独自の内容をもっている。

まずははじめに、制約は直接的定在である。その形式は二契機をもっている。一方は定立された存在である。この側面からすれば直接的定在とは根拠の素材、契機である。他方は即自存在である。この側面から直接的定在は根拠の内的存在、または根拠の单一な自己内反省である。しかしこのような形式の両側面は直接的定在にとって外的である。というのはこの定在とは直接的なそれであり、根拠関係を揚棄したそれだからだ。——しかし第一に直接的定在は自己自身のもとで自己を揚棄して没落する。根拠へと至る。同一性、本質的本性に至る。この同一性が自分を否定することで直接的なもの（直接的定在）となっているからだ。したがって定立された存在と自己と同一的即自存在という二つの形式規定は、すなわち直接的な定在であるものが他方では同時に制約であるという形式は直接的定在にとって外的ではなく、この反省そのものが直接的定在である。第二に制約として直接的定在は、本質的なものとして、或る他者の契機として、そして同時に或る他者の即自存在として定立されている。だがこの定在が即目的であるのは自分の否定によってのみ、すなわち根拠によって、また根拠が自己を揚棄し、自己を直接的なものとして定立し、それとともにこの直接的な自己を前提し、自己へと還元する反省によってのみである。こうしてこの定在の即自存在は定立されたものである。

制約のこの即自存在は一方では根拠の内的存在とし

て制約の内的存在であるという側面と、だが他方では制約の定在の直接態であるという側面と二つの側面をもっている。だが両者は同じものだ。つまり定在は直接的なものであるが、しかしそのことは本質的に媒介されたものだ。すなわち自己を揚棄する根拠によって媒介されている。定在は媒介された直接態として同時に根拠の即自存在であり、根拠の無制約的なものだ。だがこの即自存在は同時にふたたび契機あるいは定立された存在である。というのはこの即自存在は媒介されているからである。——だからして制約は根拠関係の全体的形式である。制約は根拠関係の前提された即自存在であるが、しかし同時にそれ自身が定立された存在でもある。そして制約の直接態とは自己を定立された存在とすること、そしてまた自己から自己をつきはなし、その結果制約は没落するとともにそれ自身が根拠であることである。こうして制約と根拠は同じものである⁽¹⁹⁾。

同様に制約によって制約されている根拠、つまり相対的に無制約的な根拠においても、制約の即自存在とは、その根拠のもとである他者が映現しているのではない。制約された根拠とは定立する運動が自立的な反省であり、定立する運動が自己へと関係する反省であるということだ。それ故制約された根拠は自己と同一的なものだ。換言すれば、この根拠はそれ自身のなかで自分の即自存在であり、かつ自分の内容である。しかし同時にこの根拠は前提する反省である。「それは自己自身へ否定的に関係し、自分の即自存在を自分にとっての他者として自己に対立させる。こうして制約はそれの即自存在という契機からも、直接的定在という契機からも根拠関係の固有の契機である。直接的な定在は本質的に自分の根拠によってのみあり、また前提する運動である（自分の）根拠の契機である⁽²⁰⁾。」直接的定在は根拠によってつくられ、そして契機として自分の根拠をつくっている。直接的定在の根拠は全体そのものである。

こうして形式の一全体が現存している。が同様に内容の一全体も現存している。というのは、制約の内容は本質的内容だからだ。つまり制約の内容は形式における反省の自己との同一性であり、直接的定在でありながらそれ自体根拠関係であるからだ。さらに直接的定在は根拠そのものであり、根拠が自己に対立させている根拠の内容でもある。だから定在は形式をもち、形式づけられた質料である。しかしそうでありながら定在は形式に対して無関心的であるから、定在は内容で

ある。そして定在は根拠の内容と同一である。内容は形式のなかにありながら形式から出たものであり、自己同一的なものである。

全体の二つの側面、制約と根拠は、内容としても形式としても、一つの本質的統一である。それらはそれら自身によって相互に移行しあう。あるいはそれらは反省であるので、自己自身を揚棄された反省として定立し、この自分たちの否定と関係し、こうして相互に前提しあう。だがこのことは両者のただ一つの反省であり、それゆえ前提する運動もただ一つのものである。ということは、両者が一つの同一性をそれらの存立および基礎として前提していることになる。この同一性は真に無制約的なもの das wahrhaft Unbedingte である。すなわち事柄自体そのもの die Sache an sich selbst である。——相対的に無制約的なものでは制約から制約へと新しい制約が求められ、無限進行が現われる。けれども制約そのものは制約されたものである。けだしそれが定立された即自存在であるがゆえに。それだから、制約は絶対的に無制約的なもののなかでは揚棄されているのである。

さて、この絶対的に無制約的なもの das absolut Unbedingte は、制約と根拠という二つの側面を自分の契機として含んでいる。絶対的に無制約的なものは統一であり、この統一へと二契機が還帰している。それら両者は絶対的に無制約的なものの形式、あるいは定立された存在をつくる。無制約的な事柄はこれら両者の制約である。しかしさらにいえば、この事柄は、絶対的な制約、それ自身が根拠であるところの制約である。

無制約的な事柄は根拠として否定的な同一性であり、この同一性がかの二契機へと自己をつきはなした。すなわち、第一には揚棄された根拠関係の形態へと自己をつきはなした。つまり直接的な統一を欠いた、自己自身にとって外的な多様性の形態へと自己をつきはなした。そしてこの多様態は自分の他者である根拠と関係し、そして同時にこの他者の即自存在となっている。第二には、かの同一性は内的な単一な形式へと自己をつきはなした。この形式は根拠であるが、しかし他者である自己と同一な直接的なものへと関係する。そして直接的なものを制約として規定する。すなわち自分のこの即自を自己自身の契機として規定する。——これら両側面は総体性 die Totalität を前提している。逆に総体性も両側面によって制約されているよううにみえる。また総体性である事柄が自分の制約、お

より自分の根拠から発源するようにみえる。しかしこの両側面は同一的なものである。だから制約と根拠との相関関係は消失してしまっている。両側面は仮象へと引き下げられている。絶対的に無制約的なものは定立し、そして前提するその運動のなかでのみ運動であり、このなかでこの仮象が揚棄される。自己を制約し、しかもこうして生じたもろもろの自分の制約に自己を根拠として対立させるというのが事柄の行いである。だが制約と根拠との関係としての事柄の関係は自己へと映現することであり、事柄がこれら両者へとかかわることは、事柄が自己自身と合体することである⁽²¹⁾。

c 事柄の現実存在への出生 *Hervorgang der Sache in die Existenz*

絶対的に無制約的なものは自分を制約するものと絶対的に同一的な根拠である。この絶対的に無制約なものは直接的な事柄 *die unmittelbare Sache* である。この直接的な事柄は根拠として自己自身に否定的に関係し自己を定立された存在にする。しかしこの定立された存在はすでに明らかになった事柄の概念からして事柄の両側面においての完全な反省であり、自己と同一的な形式関係である。だからこの定立された存在は

(1) まずなによりも揚棄された根拠（根拠の揚棄態）であり、反省を欠いた直接的なものとしての事柄である。すなわち諸制約の側面である。この側面は事柄の諸規定の総体性である。——それは事柄そのものである。存在としての外面態へと投げだされた事柄そのものである。回復された存在の領域である。制約は本質が自己内反省の統一という自己をときはなすことによってつくられた直接態である。だがいまやこの直接態は制約する前提であり、本質の一つの側面となっている。諸制約は直接的なものであり没形式的な存在で無制約的なものだ。諸制約は事柄の全内容である。だが諸制約は事柄そのもののうちにあるような内容の諸規定とは別の形態をももっている。つまり本質外のものやその他の諸状態と混じりあって統一の欠いた多様態である。——絶対的に制約されていない事柄にとっては存在の領域そのものが制約である。「自己へと帰ってゆく根拠は制約を最初の直接態として定立し、根拠は自分の無制約者としてのこの直接態へと関係する⁽²²⁾。」この直接態は揚棄された反省であり、存在の基盤の中での反省である。したがって存在としてひとつの全体となっている。存在の領域がもっている非本質的なものは直接態という規定態である。そのなかに形

式統一 *die Formeinheit* (全体) が沈みこんでいる。この形式統一は存在のもとではじめは成 *Werden* としてあり、移行する運動としてある。しかし存在の成は本質の成であり、根拠へと帰ってゆく運動である。それは諸制約なるものが自己を或る他者の契機とすることだ。——さらに定在の成は直接的なものから始まる運動ではない。しかし定在の直接態は前提されたものにすぎない。だから定在の成の運動は反省そのものである。だからして定在は制約であり、定在の直接態は根拠関係の反省によってのみある。無制約的なものは自己自身を前提し、そしてこの前提のなかに自分の形式をもつ。だから直接態は無制約的なものの仮象にすぎない。こうして存在の直接態は本質的には形式の契機にすぎない。

(2) 無制約的なものが映現する他の側面は根拠関係である。この根拠関係は形式と規定される。しかしここでの根拠関係は絶対的な事柄の形式である。絶対的な事柄とは自分の形式と自己自身との統一、つまり自分の内容を自己自身のもとにもっている。かつまた絶対的な事柄は内容を制約として規定する。これは絶対的な事柄の定立する運動である。この運動において内容の差異性を揚棄して、内容を契機とする。とともにまた逆に絶対的な事柄は、そういう契機として自己を直接態とする。すなわち「根拠の反省は諸制約の直接態を揚棄し、諸制約を関係づけて事柄の統一における諸契機たらしめる⁽²³⁾。」しかし諸制約は無制約的な事柄によって前提されている。したがって無制約的な事柄は諸制約を契機とすることで自己の定立運動を揚棄するのだ。かくして制約と根拠関係とは一つの統一である。こうして諸制約の運動は根拠へ帰ってゆく運動、ならびに根拠を定立する運動である。しかし逆にいえばこうである。諸制約として定立された根拠、すなわち諸制約へと揚棄された根拠は直接的なものである。つまり根拠は自己へ否定的に関係し、自己を定立された存在とし、かつ諸制約を根拠づける。つまり根拠は直接的な定在を定立されたものとすることで直接的な定在を揚棄し、こうしてはじめて自己を根拠にする。——「したがってこの反省は無制約的な事柄の自分の否定による自己との媒介である⁽²³⁾。」あるいは、この無制約的なものの自己否定的な反省は第一に前提する運動である。しかしこうしたこと、つまり反省そのものを揚棄することはそれ自体規定する定立運動である。第二に無制約的なものの反省はこの規定する定立運動において前提されたものを揚棄することである。

また自分からこの前提を規定することである。それだからこの規定することでは、ふたたび定立することを揚棄することである。自己自身のもとでの成である。ここにおいて否定を通じての自己への還帰としての媒介は消失している。「こうしていまや媒介は单一な自己において映現する反省であり、根拠を欠いた絶対的な成である⁽²⁴⁾。」事柄の運動は一面では事柄の諸制約によって、また他面では事柄の根拠によって定立される。この運動は媒介という仮象が消失することにすぎない。「こうして事柄が定立されることはひとつの現われ出ること ein Hervortreten であり自己を現実存在 die Existenzたらしめることであり、事柄の自己自身への純粹な運動である⁽²⁴⁾。」

(3) オる事柄のすべての制約が現存する場合にはその事柄は現実存在へと歩み入る。事柄はそれが現実存在する以前にも存在する⁽²⁵⁾。」① 第一に事柄は本質として、無制約的なものとして存在する。② 第二にそれは定在をもつ、つまり規定されている。これらのこととは二重の仕方で、すなわち一方では事物の諸制約において、他方では事柄の根拠においてさきに考察された。諸制約における考察では、事柄は外的な存在で、根拠を欠いた存在という形式を自分に与えている。というのは事柄は絶対的反省であり自己へ否定的に関係し、自己を自分の前提としているからだ。このとき事柄は無制約的なものとして前提されており、この前提された無制約的なものは根拠を欠いた直接的なものである。この直接的なものは没根拠的なものとして定在している。事柄のすべての制約が外的なものとして現存し、すなわち事柄の総体性が根拠なき直接的なものとして定立されるならば、諸制約は分散された多様態となる。しかしこのとき多様態はそれ自身において自己を内化している。この内化 Erinnerung ということは、直接的定在が根拠へと至るということである。根拠の成である。「だがこのとき根拠は定立された根拠である。すなわち根拠はそれが根拠としてあるちょうどそれだけ根拠として揚棄されていて、直接的存在である⁽²⁵⁾。」したがって、事柄のすべての制約が現存する場合は、制約は直接的定在ならびに前提としての自己を揚棄しており、また根拠も自己を揚棄している。かくして根拠は仮象にすぎない。こうして現実存在 Existenz が歩み出る運動 Hervortreten は事柄の自己への同語反復的な運動である。また諸制約と根拠とによる事柄の媒介は両者の消失である。それだから現実存在へと歩み出る運動は直接的である。すなわち媒介が消

失すことによってのみ媒介されているというふうに直接的である⁽²⁶⁾。

事柄は根拠から生れ出る。事柄が定立されると、根拠が事柄の下に残っているような定立や根拠づけとかではない。そうではなく定立することは根拠が自己自身へとてゆくこと、また根拠が消失することである。根拠は諸制約とひとつになることで、外的直接態や存在の契機を獲得する。こうなるのも根拠が根拠として自己を定立された存在にするからである。この定立された存在において根拠は自己と合体する。またこのように根拠が自己を揚棄することで自分の定立された存在との区別が消失する。こうして根拠は单一な本質的な直接態である。したがって根拠づける運動とは根拠がこの運動のなかで自己自身と合一し、根拠の他者への反省が自己自身への反省であるということである。こうして事柄は無制約的なものであると同時に根拠を欠いたものである。そして根拠が没落してもはや何ら根拠でもなくなるその限りでのみ事柄は根拠から、つまり根拠を欠いたものから歩み出る。すなわち自分自身の本質的な否定態から歩み出る。

「この根拠と制約とによって媒介された、しかも媒介を揚棄することによって自己と同一的な直接態が現実存在 die Existenz である⁽²⁷⁾。」

注

- (1) ヘーゲル『大論理学』2 寺沢訳(以文社)98頁。
Hegel, „Wissenschaft der Logik“ 2 (Suhrkamp版) S. 81 (以下同様)
- (2) 101頁, S. 84.
- (3) 102頁, S. 84.
- (4) 103頁, S. 85.
- (5) 104頁, S. 86.
- (6) 105頁, S. 87.
- (7) 107頁, S. 89.
- (8) 108頁, S. 90.
- (9) 109頁, S. 90.
- (10) 112頁, S. 93.
- (11) 113頁, S. 94.
- (12) 116頁, S. 96.
- (13) 117頁, S. 98.
- (14) 123頁, S. 103.
- (15) 124頁, S. 104.
- (16) 130頁, 記号は寺沢訳による。
- (17) 133頁, S. 112.

- (18) 134 頁, S. 112.
- (19) 138-9 頁, S. 116-117.
- (20) 139 頁, S. 117.
- (21) 141 頁, S. 119.
- (22) 142 頁, S. 120.
- (23) 143 頁, S. 121.
- (24) 144 頁, S. 121.
- (25) 144 頁, S. 122.
- (26) 145 頁, S. 122.
- (27) 146 頁, S. 123.